「保険加入状況調書」

被保険者の記号・番号			―				組合員氏名	

住民票上、同一住所・同一世帯である家族の中に市町村国保（75歳未満）に加入している方はいますか？
☑を記入してください。

□加入している　　□加入していない　　□一人世帯（家族なし）

⇩

※同一世帯で市町村国保と医師国保の混在はできません。
医師国保に加入を希望する場合、市町村国保に加入しているご家族も医師国保に加入してください。

▽ 同一世帯で医師国保以外の保険に加入している方の「資格情報のおしらせ」の写しまたは「資格確認書」の写しを貼り付けしてください。

※75歳以上の方、今回医師国保に加入する方は貼り付け不要です。

―――注意事項―――

〇国民健康保険である医師国保は、国民健康保険法に基づき、世帯単位で加入しなくてはならないとされています。また、**同一世帯での市町村国保と医師国保の混在はできません。**
したがいまして、世帯全員の加入状況を確認する必要があります。

〇医師国保では、住民票上、組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっていても住民票が同一世帯でないと加入できません。別の住所に住んでいる家族を組合員の家族として医師国保に加入させることはできません。

〇子どもが学生で、現在、県外に住んでいて住所も移している場合は、家族（世帯員）として加入できます。その際には、①在学証明書、②修学先の住民票を提出していただきます。なお、卒業後に、学生が、親とは別に住民登録をしている場合には、本組合の被保険者資格を喪失していただくことになりますのでご注意下さい。

（R6.12）